

# 佐倉市の図書館

平成18年度

2006



佐倉市立図書館

内 容	
1 . 佐倉市立図書館の運営.....	3
2 . 図書館のあゆみ.....	4
3 . 図書館協議会.....	7
4 . 職 員（平成18年度）.....	8
5 . 図書館サービス網.....	9
6 . 施設概要.....	10
7 . 移動図書館（ Book Mobile ）.....	11
8 . 平成17年度実施事業.....	13
9 . 平成18年度事業計画.....	17
10 . 図書館協力団体.....	20
11 . 佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例.....	21
12 . 佐倉市立図書館の管理運営に関する規則.....	23
13 . 佐倉市立図書館資料収集基準.....	28
14 . 佐倉市立図書館資料除籍基準.....	32

# 佐倉市立図書館

## 1. 佐倉市立図書館の運営

### 基本的運営

佐倉市立図書館は市民と共にある図書館を基本として、図書、記録その他必要な資料の収集整理及び保存を行い、市民の教養と文化の発展に寄与するために、自由と公平な立場での運営に努めます。「第2次佐倉市図書館整備基本計画」や「佐倉市子ども読書推進計画」を基本指針としたサービスの具現化に努めます。また、本と人、人と人との出会いの場を提供し、市民が快適に利用できるような施設の維持管理に努めます。

### 佐倉図書館の運営

1. 開館30周年を迎え、地域の中核的施設として、また、移動図書館車の運行等市域全体の図書館サービスに努めます。
2. 本図書館は旧城下町にあるので、特に郷土行政資料の収集に努め、佐倉を学ぶための「佐倉学コーナー」を充実させ、地域の資料や情報の提供に努めます。
3. 「子ども読書活動推進計画」の遂行を目指し、保育園、幼稚園、小中学校等子どもに関わる各施設や子ども読書活動を推進する市民ボランティアとの連携を深めながら、事業の展開に努めます。

### 志津図書館の運営

1. 市民の様々な資料要求に対して、迅速に応えます。
2. 学校や保育園等との連携により、子どもの読書普及に努めます。
3. 市民が快適に利用できるような施設の維持管理に努めます。
4. 佐倉市に関する資料を収集し整理し、活用及び保存に努めます。

### 佐倉南図書館の運営

1. 市民をボランティアとして受け入れ、市民との協働による図書館サービスに努めます。
2. 隣接する根郷中学校と連携を密にし、図書館が学校図書館の役割も担っていきます。
3. 根郷、和田弥富地区の児童・生徒への読書活動を援助していきます。
4. 市民の書斎として、くつろぎの空間づくりに努めます。

## 2 . 図書館のあゆみ

昭和 51 年 4 月 1 日	佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例施行 佐倉市立図書館の管理運営に関する規則施行 位置：新町 210 番地
10 月 1 日	閲覧室の使用を除き一般図書、児童図書の貸出を開始
昭和 52 年 4 月 1 日	全館使用開始
昭和 53 年 5 月 1 日	佐倉地域文庫連絡会発足
昭和 54 年 7 月 24 日	移動図書館車「さくらおぐるま号」巡回開始 ステーション数：8 ヶ所 積載冊数：1, 300 冊
7 月 27・28 日	親子読書会全国大会 会場：草ぶえの丘
12 月 1 日	佐倉市おはなしきゃらばん結成
昭和 55 年 4 月 1 日	郷土資料室開室
昭和 56 年 8 月 18 日	新「さくらおぐるま号」巡回開始 積載冊数：2, 200 冊 ステーション数：12 ヶ所
昭和 57 年 1 月 12 日	志津分館開館
昭和 58 年 5 月 1 日	本館新館オープン 位置：新町 189 番地（旧郵便局）
6 月 8 日	移動図書館新ステーション 石川県営住宅開始
6 月 15 日	移動図書館新コース 井野・ユーカリが丘開始
昭和 59 年 10 月 22 日	図書館本館（床）改修工事（～11 月 9 日）
11 月 6 日	臼井公民館図書室オープン
昭和 61 年 4 月 1 日	電算化スタート
5 月 5 日	本館倉庫改修工事（～6 日）
昭和 62 年 3 月 5 日	開館 10 周年記念文学講演会 講師：松本清張氏
昭和 63 年 3 月 2 日	北志津児童センター図書室開室
4 月 13 日	移動図書館ステーション 山王・大崎台 開始 ユーカリが丘ステーション廃止
平成 元年 4 月 4 日	移動図書館ステーション 岩富 開始 ユーカリ五番町ハイツステーション廃止
平成 2 年 10 月 4 日	新移動図書館車購入 積載冊数：3, 000 冊
平成 3 年 3 月 31 日	電算入れ替え FACOM K - 670 (MEMI12MB)
4 月 10 日	移動図書館ステーション 藤治台 開始
6 月	佐倉市立図書館整備基本計画策定
平成 4 年 1 月 28 日	移動図書館用書庫、車庫竣工 敷地面積：387.21 m <sup>2</sup> 建築面積：134.13 m <sup>2</sup>
4 月 8 日	移動図書館ステーション 白銀 開始

11月17日	北志津児童センターとのオンライン開始
平成5年6月8日	(仮)志津図書館建設主体・電気設備・機械設備工事契約 工期：平成5年6月8日～平成7年3月10日
平成6年3月15日	図書館報「みんなの図書館」の創刊
9月15日	図書館報「みんなの図書館」第2号発行
平成7年3月15日	志津図書館完成、引き渡しを受ける。 図書館報「みんなの図書館」第3号発行
4月13日	移動図書館ステーション 上志津原廃止、染井野開始
7月1日	志津図書館設置に伴う、「佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例」一部改正施行 位置：西志津4丁目1番2号
7月5日	志津図書館開館記念式典
7月6日	志津図書館 開館
11月15日	図書館報「みんなの図書館」第4号発行
平成8年4月15日	図書館報「みんなの図書館」第5号発行
10月31日	図書館報「みんなの図書館」第6号発行
平成9年3月31日	図書館報「みんなの図書館」第7号発行
6月1日	開館時間延長（午後5時から6時）の試行開始
11月30日	図書館報「みんなの図書館」第8号発行
平成10年3月31日	図書館報「みんなの図書館」第9号発行
9月25日	佐倉南図書館新築工事 工期：平成10年9月25日～平成11年9月15日
11月1日	図書館報「みんなの図書館」第10号発行
3月21日	移動図書館ステーション 石川 廃止
平成11年3月31日	図書館報「みんなの図書館」第11号発行
12月1日	新電算システム運用開始
平成12年2月1日	佐倉南図書館開館・開館記念式典 佐倉市立図書館ホームページ開設 (URL <a href="http://www.library.sakura.chiba.jp/">http://www.library.sakura.chiba.jp/</a> )
	図書館報「みんなの図書館」第12号発行
2月19日	志津図書館 一日の来館者数3,059人を記録する。
3月30日	図書館報「みんなの図書館」第13号発行
4月1日	「佐倉市立図書館の管理運営に関する規則」の一部改正施行（貸出冊数の変更＝5冊から10点に） 夜間開館時間延長の試行開始

		(火～金曜日 午後5時から午後8時)
	5月24日	佐倉図書館 降雹により防水シートに被害発生
平成13年	2月1日	図書館協議会委員の選出区分変更と内規を制定する。
	4月1日	レシートプリンターの使用開始
		佐倉図書館、美術館駐車場を図書館利用者に開放する。
	6月6日	「佐倉市立図書館の管理運営に関する規則」の一部 改正施行(館内整理日を月末から第一火曜日に変更)
	6月30日	臼井公民館図書室改修工事のため休館(～10月29日)
	7月	小川雄前図書館協議会委員長が全国公共図書館協議会 から表彰される
	7月1日	図書館報「みんなの図書館」第14号発行
	10月1日	コピー料金を1枚10円に変更する。
	11月3日	藤巻愛子元社会教育指導員(元図書館協議会委員・おは なしきゃらばん指導者)が佐倉市教育文化功労者 表彰を受ける。
	3月26日	移動図書館ステーション 岩富町、神門 廃止
平成14年	4月1日	佐倉市視聴覚教材ライブラリーが廃止され、その業務は 佐倉図書館に統合される。「佐倉市立図書館の管理運営 に関する規則」の一部改正施行 佐倉図書館、志津図書館、佐倉南図書館の祝日開館実施 閉館時間を午後8時に変更、夜間開館業務をシルバー人 材センターへ業務委託する。(17:00～20:00) 志津分館の開館時間を午前9時に変更
平成15年	5月1日	志津図書館で蔵書管理システム一部運用稼働開始
	7月1日	志津図書館の全館禁煙化
	9月	移動図書館車に千葉県ディーゼル条例第4条に対処するた め、粒子状物質(PM)低減装置を取り付ける。
平成16年	9月	移動図書館車に自動車NOx・PM法に対処するため、 NOx・PM低減装置を取り付ける。
	10月5日	「佐倉市立図書館資料情報提供システム」のソフト開発 (日立製作所)をする。
	12月	図書館協議会委員を公募する。(1名)
平成17年	7月10日	志津図書館開館10周年記念式典・講演会実施
	11月3日	佐倉地域文庫連絡会が市長表彰を受ける。
	12月1日	図書館新システムによりインターネットサービスを開始 する。

### 3. 図書館協議会

図書館法第14条及び第15条並びに佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例第8条により設置されています。

図書館協議会委員（任期：平成17年2月1日から平成19年1月31日まで）

	氏名	選出区分	所属
1	日暮 尚子	学校教育関係者	市立山王小学校
2	矢崎 聖二	学校教育関係者	市立志津中学校
3	加藤 祐司	学校教育関係者	県立佐倉高等学校
4	浅井 雅子	社会教育関係者	佐倉地域文庫連絡会
5	川口 萩江	社会教育関係者	社会教育委員会議
6	高比良 直美	社会教育関係者	公民館運営審議会
7	居石 幸子	学識経験者	
8	松島 義一	学識経験者	
9	長柄 弘道	学識経験者	
10	和泉 きよい	公募	

平成17年度 協議会議題

開催日	協議・報告事項等	会場
平成17年7月7日	報告事項 平成16年度事業報告及び平成17年度 事業計画 協議事項 今後の佐倉市立図書館のあり方について	志津図書館
平成17年11月10日	先進図書館の視察 ・船橋市中央図書館 ・鎌ヶ谷市立図書館	現地
平成18年2月16日	協議事項 諮問「これからの佐倉市立図書館運営のあり 方について」	佐倉南図書館

#### 4. 職員(平成18年度)

##### 【佐倉図書館】

館長(1) — 副館長(1) — 主査(2)  
主査補(1)  
主任主事(1) 臼井公民館図書室兼務1  
司書(3) 臼井公民館図書室兼務1  
自動車運転手(1)  
補佐員(11) 佐倉6・臼井5

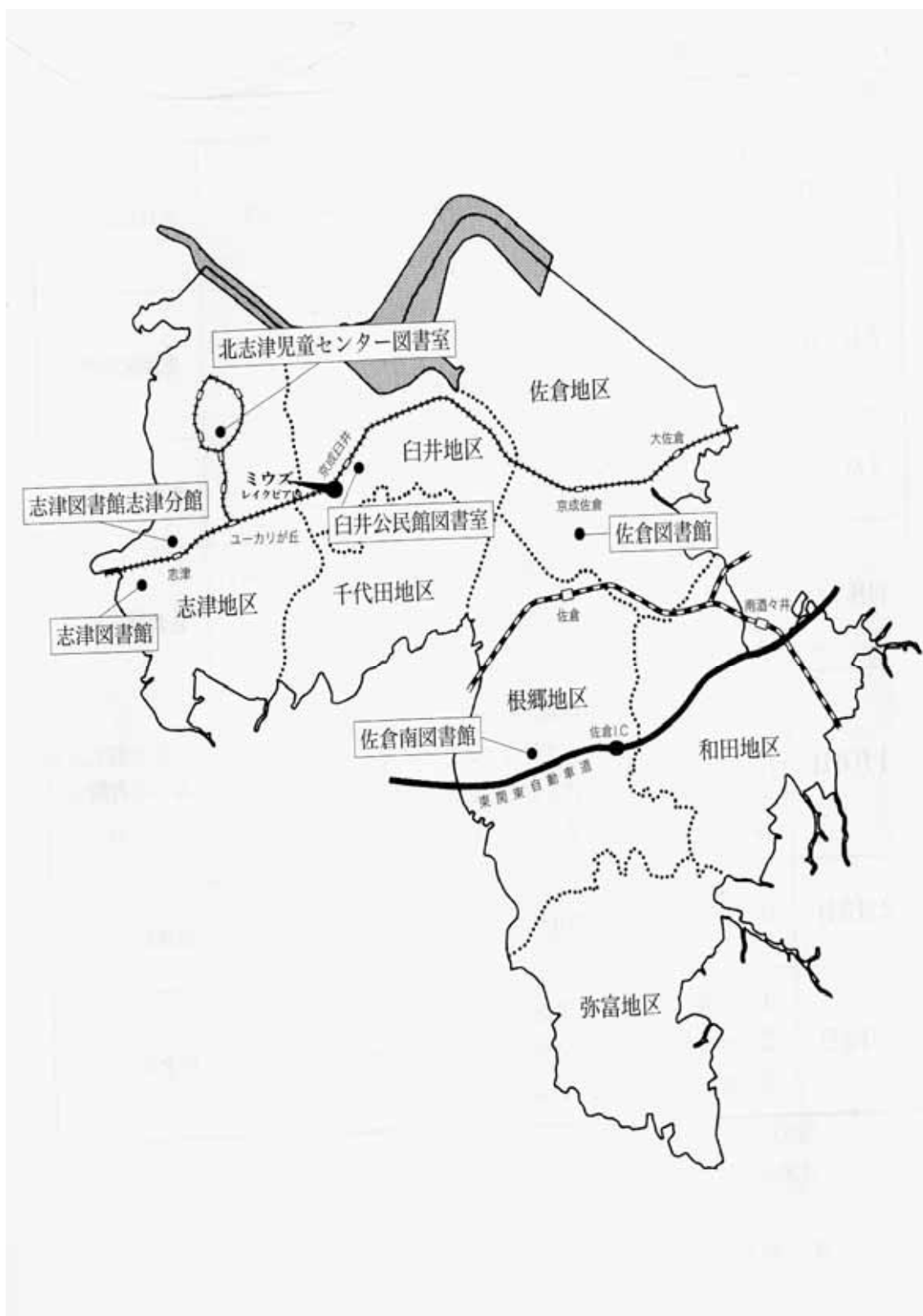
##### 【志津図書館】

館長(1) — 副館長(1) — 主査(1)  
主査補(2)  
主任主事(1)  
主事(1)  
司書(2)  
補佐員(22) 志津18・分館4

##### 【佐倉南図書館】

館長(1) — 副館長(1) — 主査(2)  
司書(3)  
補佐員(15)

## 5. 図書館サービス網



## 6. 施設概要

### 地区館

名称	佐倉図書館	志津図書館	佐倉南図書館	
所在地	新町 189-1	西志津 4-1-2	山王 2-37-13	
電話	043-485-0106	043-488-0906	043-483-3000	
開館時間	9時～20時			
休館日	月曜日・第一火曜日・12月28日～1月4日・特別整理日			
施設	敷地面積	1067.90 m <sup>2</sup>	2999.56 m <sup>2</sup>	11928.64 m <sup>2</sup>
	構造	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
	施設延べ床		5122.41 m <sup>2</sup>	
	図書館延床	970.63 m <sup>2</sup>	3452.20 m <sup>2</sup>	1899.63 m <sup>2</sup>
	独立・併設	独立	併設	独立
	収蔵可能冊数	75,000 冊	200,000 冊	140,000 冊
	開架可能冊数	60,000 冊	85,000 冊	70,000 冊
駐車台数	7台	129台	95台	
設置年月日	昭和51年4月1日	平成7年7月1日	平成12年2月1日	

### 分館等

名称	志津図書館志津分館	臼井公民館図書室	北志津センター図書室
所在地	上志津 1672-7	王子台 1-16	井野 794-1
電話	043-461-7211	043-461-6224	043-487-6788
開館時間	9時～17時		
休館日	月曜日・第一火曜日・12月28日～1月4日・特別整理日・国民の祝日及び休日（臼井公民館図書室は開館）		
図書室延床	377.61 m <sup>2</sup>	199.08 m <sup>2</sup>	
収蔵可能冊数	25,000 冊	43,500 冊	
開架可能冊数	24,000 冊	40,000 冊	
設置年月日	昭和57年1月12日	昭和59年11月6日	昭和63年3月2日

### 公民館図書室

名称	根郷公民館	和田公民館	
所在地	城 343-5	直弥 59	
電話	043-486-3147	043-498-0417	

### その他

名称	佐倉市男女平等参画推進センター「ミウス」	
所在地	王子台 1-23 レイクピアウスイ 3階	
電話	043-460-2580	

## 7. 移動図書館 ( Book Mobile )

移動図書館車(さくらおぐるま号)の運行によって、図書館から離れた地域に設けられたステーションや学校において、定期的に図書の貸出をします。

移動図書館車 さくらおぐるま号



愛 称		さくらおぐるま号
仕 様	車 体 名	三菱ふそうキャンター
	制 作 会 社	(株)林田製作所
	全 長	6,100 mm
	車 幅	2,090 mm
	車 高	2,700 mm
	乗 車 定 員	4 名
	排 気 量	4,210 cc
	積 載 図 書 冊 数	3,000 冊

### \* 一般ステーション

第1・第3水曜	第2・第4火曜	第2・第4水曜
八幡台(八幡台会館) 10:00-10:40	六崎(根郷角栄井戸作東公園 脇)10:00-10:30	藤治台(集会所脇) 10:00-10:30
宮ノ台(井野中学校) 11:00-11:30	春路(しろさわ公園) 10:45-11:15	白銀(堀上公園) 10:55-11:35
染井野(みずき公園) 15:15-16:00	城(松ヶ丘一号公園下) 14:15-14:45	江原台(健康管理センター) 15:15-16:00
	大崎台(城堀公園) 15:15-15:45	

### \* 学校巡回ステーション

千代田小学校	第1・3水曜日	昼休み
和田小学校	第2・4火曜日	昼休み
内郷小学校	第2・4水曜日	昼休み

## 平成17年度 利用状況

	ステーション名	巡回数	貸出冊数			利用者数		
			冊数	1日	前年度比	人数	1日	前年度比
1	六崎	23	481	20.9	89%	97	4.2	100%
2	城	23	735	32.0	128%	127	5.5	108%
3	春路	23	388	16.9	150%	72	3.1	107%
4	藤治台	22	784	35.6	118%	149	6.8	116%
5	大崎台	23	542	23.6	91%	118	5.1	106%
6	白銀	22	578	26.3	71%	115	5.2	67%
7	江原台	22	1,139	51.8	62%	250	11.4	70%
8	八幡台	21	799	38.0	94%	163	7.8	98%
9	染井野	21	943	44.9	55%	228	10.9	65%
10	宮ノ台	21	222	10.6	78%	40	1.9	70%
11	和田小学校	15	1,164	77.6	96%	442	29.5	96%
12	千代田小学校	13	3,235	248.8	120%	888	68.3	111%
13	内郷小学校	15	1,224	81.6	100%	402	26.8	117%
	合計	264	12,234	46.3	92%	3,091	11.7	96%

### 利用状況の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
年間巡回数	298	301	290	261	264
年間貸出冊数	12,613	17,603	14,417	13,249	12,234
ステーション 平均	42.3	58.5	49.7	50.8	46.3
年間利用人数	3,062	4,405	3,631	3,231	3,091
ステーション 平均	10.3	14.6	12.5	12.4	11.7

### 一般ステーション（学校巡回除く）の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
年間巡回数	255	233	226	219	221
年間貸出冊数	10,834	9,657	8,912	8,124	6,611
ステーション 平均	42.5	41.4	39.4	37.1	29.9
年間利用人数	2,671	2,156	1,830	1,627	1,359
ステーション 平均	10.5	9.3	8.1	7.4	6.1

## 8.平成17年度実施事業

### 佐倉図書館・志津図書館・佐倉南図書館共催事業

事業名	実施回数	内 容	訪問施設	
子どもの本の講座 「親子で楽しむおはなし会 ちびちびクラブ」	18回	2・3歳児の親子を対象とした会員制のおはなし会（各30組） 前期・後期 各9回の連続講座	佐倉図書館 志津図書館	のべ 1,002人
小学校訪問事業	25回	読み聞かせ・すばなしを通して、本に親しみをもってもらい、職員や図書館に興味をもち、期待を持って来館するようになることを目的とする。	佐倉東小 王子台小 青菅小 志津小 上志津小	のべ 1,444人
保育園訪問事業	141回	発達段階にあわせて、年齢にあった絵本の読み聞かせを行う。	佐倉東保育園 馬渡保育園 佐倉保育園 志津保育園 南志津保育園 根郷保育園	のべ 3,793人

### 佐倉市立図書館・公民館等共催事業

事業名	実施日	内 容	会 場	参加数
佐倉学総合講座「古今佐倉 真佐子から佐倉を学ぶ」	6/25 7/16 7/23 7/30 7/31 (5回)	佐倉を歴史・自然・民俗等の分野から総合的に学ぶ。 第1期テーマ： 江戸時代の書物から佐倉を学ぶ。	佐倉図書館	のべ 154人

### 佐倉図書館

事業名	実施日	内 容	会 場	参加数
文章講座 2005	10/6 10/13 10/20 10/27 (4回)	相手に読まれる文章の根本について講義と講師による作品添削指導 講師：松島義一氏 (4回の連続講座)	佐倉図書館	のべ 120人

事業名	実施日	内 容	会 場	参加数
おはなしきゃらばん	40回 (定期公演)	人形劇「ブレーメンのおんが くたい」 人形劇「3びきのくま」	市内	のべ 2,927人
小学生向けおはなし会 「わくわくおはなし会」	7/20 8/4 8/26 12/22 3/24 (5回)	小学校低学年の児童に絵本 や昔話に親しんでもらう	佐倉図書館	のべ 154人
子どもの本の講座 「あかちゃんと絵本と わらべうた」	10/7 10/21 11/4 2/16 3/2 3/16 (6回)	3回の連続講座。0～1歳児 と保護者20組	佐倉図書館	のべ 239人
えほんはともだち・こうざ 「楽しい絵本の読み聞かせ」	6/2 6/16 6/30 (3回)	読み聞かせをボランティア ・業務等で行う人のための 講義・実践の講座	佐倉図書館	のべ 117人

#### 志津図書館

事業名	実施日	内 容	会 場	参加数
教養講座	9/18 10/15 10/22 10/29 11/20 (5回)	佐倉学総合講座 江戸時代の書 物から佐倉を学ぶ -「成田参詣 記・利根川図志」を中心に- (5回の連続講座)	志津図書館 佐倉図書館 市内散策	のべ 98人
ブックリサイクル	11月15日	公共施設向け1,084冊受入 1,012冊提供	志津図書館	13団体
	毎月1回 (12回)	一般向け8,870冊受入、 8,577冊提供	志津図書館	-
対面朗読サービス	毎週火・木 (59回)	対面朗読サービス	志津図書館	のべ 118人
おはなし会	毎月1回 (12回)	5歳～小学校低学年向け おはなし会	志津図書館	のべ 541人
	毎月1回 (12回)	4歳～6歳向け おはなし会		
科学遊び講座	7月22日	講師：坂口美佳子氏 「反射ってなんだろう」 「イオンってイモン？」	志津図書館	25人、 見学9人
	12月22日			18人、 見学4人

事業名	実施日	内 容	会 場	参加数
志津図書館開館10周年記念事業	7月10日	・講演会「我が人生、右も左もペンだらけ！」 講師：松島義一 ・10周年記念クイズ ・しおりの作成・配布 (20,000枚作成) ・ギャラリー展示 ・10周年記念誌の発行 (500部発行)	志津図書館	95人  151人 (応募)  569人
えほんとおそぼう 0・1さい	6/8 6/9 10/6 10/7 2/8 2/9 (12回)	0～1歳児と保護者を対象とした講座。絵本やわらべうたで親子のコミュニケーションを図る。	志津図書館	のべ 243人

#### 佐倉南図書館

事業名	実施日	内 容	会 場	参加数
絵本のおはなし会	毎月第2 ・第4水曜日	2・3歳児を対象とした絵本の読み聞かせ、手遊び (年24回開催)	おはなしのへや	のべ 464人
おはなし会	毎月第3水曜日	5歳～小学校3年生を対象に、絵本の読み聞かせ、素話、ブックトーク等を通じて、おはなしの世界の豊かさを感じてもらおう(年11回開催)	おはなしのへや	のべ 91人
こども読書の日事業 「おはなし会」	4月23日	2・3歳児と保護者及び小学生を対象にしたおはなし会を行う。	講座室	6人
子ども映画会	7月2日	絵本を基に作成したビデオを上映し、併せて関係する本を紹介	講座室	45人
クリスマスビデオ上映会・ クリスマス作り	12月17日	クリスマスに関係したビデオを上映し、更にクリスマスを作成	講座室	21人

事業名	実施日	内 容	会 場	参加数
根郷中学校文化祭協賛事業	11月6日	「どっきり・びっくり・発電実験」を実施 講師：小林正美氏	根郷中	27人
ブックリサイクル	7/9 3/11 (2回)	除籍図書・寄贈本等の有効利用をはかる (年2回開催)	講座室	990人
ボランティア養成講座	6/15 6/29 7/6 10/19 11/2 (5回)	佐倉南図書館ボランティアの技術向上のための講座を行う。	講座室	のべ 44人
対面朗読サービス	随 時	一般を対象に毎週木曜日、社会福祉法人「愛光」通所者を対象に毎月第4水曜日に実施。高齢者ケアセンター「はちす苑」入所者を対象に3回実施	講座室、館内	一般 のべ4人 「愛光」 通所者 のべ56人 「はちす苑」 入所者 のべ17人
読書感想文集 「さくらおぐるま」の 発行	3月発行	市民より読書感想文、感想画等を募集し、文集を発行		応募点数 2122点
「さくらおぐるま」 読書感想画展	2/11 2/12 (2回)	読書感想画応募点数のうち、選定された作品を展示	西志津ふれあいセンター	のべ 238人
職場体験・職場見学		中学生～大学生に図書館業務の体験・見学をしてもらう 根郷中2日間 南部中2日間 佐倉中1日間 佐倉南高校2日間 茗溪学園高校2日間 愛知淑徳大学6日間	館内他	のべ 18人

## 9.平成18年度事業計画

### 佐倉図書館・志津図書館・佐倉南図書館共催事業

事業名	対象	期間・回数	内容
子どもの本の講座 「絵本のおはなし会 ちびちびクラブ」	2・3歳児と保護者	月2回 (前期9回・ 後期9回)	親子の会員制おはなし会を開催。絵本に親しみをもってもらい、親子のスキンシップを図る。(前期：志津図書館、後期：佐倉図書館)
夏休みおすすめ ブックリスト作成	市内小・中学生	7月(夏休み 前配布)	夏休みの児童・生徒の読書におすすめする本のリストの配布をする。
小学校訪問	希望校	随時	小学校に出向き絵本の読み聞かせ、すばなし、ブックトーク、図書館紹介等をし、子どもの読書普及に努める。
保育園訪問	希望園	随時	保育園に出向き絵本の読み聞かせをし、子どもの読書普及に努める。 先生方への情報提供も行う。
佐倉市立図書館 30周年記念事業	一般	1日	NHK衛星第2放送番組「週刊ブックレビュー」の公開録画の実施(9月16日・於・佐倉市民音楽ホール)
佐倉学推薦図書普及 事業	市内小・中学生 一般	随時	「佐倉学推薦図書」選定等、「佐倉学」の普及促進を図る。小・中学生向け 一般向け

### 佐倉市立図書館・公民館等共催事業

事業名	対象	期間・回数	内容
佐倉学総合講座	一般	5回	『古今佐倉真佐子』を学ぶ。今年度は佐倉南が担当

### 佐倉図書館

事業名	対象	期間・回数	内容
文章講座2006	一般	10月 (4回)	文章を書く技術を楽しく学ぶとともに、講師により作品の添削指導を受ける。
おはなしきゃらばん	幼児・児童	通年 (30回)	おはなしきゃらばんが、幼児、児童を対象に読書普及活動の一環として、年間を通して佐倉図書館を中心に公演する。
わくわくおはなし会	児童	7・8(2回)・ 12・3月 (5回)	絵本や昔話に親しんでもらい、読書普及を推進する。
「赤ちゃんと絵本とわ らべうた」	0・1歳児と 保護者	3回連続 (2回)	はじめての絵本とわらべうたの講座を実施する。

事業名	対象	期間・回数	内容
子ども読書活動推進講師派遣事業	依頼先の参加者	随時	絵本の読み聞かせ等、子どもの読書活動推進に関する講座の講師派遣をする。
幼い子どもへの読み聞かせ講座	一般	11月	0～3歳児への読み聞かせ等、おはなし会のやり方の講座を実施する。

### 志津図書館

事業名	対象	期間・回数	内容
おはなし会	4～6歳児	毎月第3木曜 (年12回)	絵本の読み聞かせ等を行い、本の世界を楽しんでもらう。また、図書館施設や図書館職員に親んでもらう。
	小学生		
科学遊び講座	小学生	7・12月 (年2回)	身近な材料を使った科学実験・工作を通じ、子ども達に科学の世界の楽しさを伝える。科学図書を紹介し、興味を広げる。
教養講座	一般	11月	様々な分野において著作活動をしている佐倉市民を講師として、関連テーマの講座・講演会を実施する。
ブックリサイクル	一般	毎月10日前後 (年12回)	寄贈本や除籍図書について、市民が有効利用する機会を設ける。(公共施設を対象としたブックリサイクルについては年1回開催予定)
対面朗読サービス	一般	随時	自力で墨字資料が読めない方(視覚障害者等)を対象に音訳サービスを行う。
講師派遣事業	市内の団体	随時	依頼に応じて、おはなし会の実践方法等、読書普及に関するテーマの講座の講師を派遣する。

佐倉南図書館

事業名	対象	期間・回数	内容
絵本のおはなし会	2歳・3歳児	24回	絵本の読み聞かせと手遊びを行う。
おはなし会	5歳～ 小学3年生	11回	絵本の読み聞かせと素話、ブックトーク等を通じて、おはなしの世界の豊かさを感じてもらう。
根郷中学校文化祭 協賛事業	中学生	11月	体験講座を行う。
ボランティア養成講座	一般	1回	佐倉南図書館ボランティアの技術向上のための講座を行う。
ブックリサイクル	一般	11月	除籍資料・寄贈本等の有効利用を図る。
対面朗読サービス	一般	随時	自力では墨字資料が読めない方（視覚障害者等）を対象に、音訳サービスを行う。
「さくらおぐるま」発行	小学生～一般	9月～3月	市民より読書感想文、感想画等を募集し、文集を発行する。
「さくらおぐるま」 読書感想画展	小学生～一般	1回	読書感想画応募作品の中で、選定されたものを展示。
職場体験・職場見学	小学生～大学生	随時	依頼に応じて、図書館業務の体験・見学を行い、図書館についての理解を深めてもらう。

## 10. 図書館協力団体

### 佐倉地域文庫連絡会（担当 佐倉図書館）

地域住民のために図書を貸し出す地域文庫、家庭文庫から構成される団体です。有志のボランティアによって運営されています。

現在、千成なかよし文庫、ユーカリ文庫、さくらっこ文庫、さくら文庫、めるへん文庫、文庫かるがも、グリーン文庫、ココちゃんの8文庫が活動しています。

### 佐倉おはなしの会（担当 佐倉図書館）

佐倉市立図書館の「おはなしテレホンサービス」の録音を行っています。また、市内の小学校などで「おはなし会」を行っています。

### 志津図書館対面朗読グループ（担当 志津図書館）

志津図書館で視覚障害者へ朗読サービスを行っています。

### 佐倉南図書館ボランティア（担当 佐倉南図書館）

図書館ボランティア養成講座受講者が中心となって、結成されました。現在、書架整理ボランティア、おはなし会ボランティア、対面朗読ボランティア、ブックリサイクルボランティア、飾り付けボランティアの5団体が活躍中です。

## 1 1 . 佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例

昭和 51 年 3 月 29 日条例第 10 号

改正 昭和 56 年 12 月 25 日条例第 30 号

昭和 58 年 3 月 16 日条例第 5 号

昭和 61 年 1 月 14 日条例第 1 号

平成 7 年 3 月 31 日条例第 8 号

平成 11 年 3 月 29 日条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)

第 10 条の規定により、佐倉市立図書館(以下「図書館」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、図書、記録その他必要な資料の収集整理及び保存を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
佐倉市立佐倉図書館	佐倉市新町 189 番地 1
佐倉市立志津図書館	佐倉市西志津 4 丁目 1 番 2 号
佐倉市立佐倉南図書館	佐倉市山王 2 丁目 37 番地 13

(分館)

第 4 条 佐倉市立志津図書館に次の分館を置く。

名 称	位 置
佐倉市立志津図書館志津分館	佐倉市上志津 1672 番地 7

(職員)

第 5 条 図書館に館長及び教育委員会が必要と認める職員を置く。

(業務)

第 6 条 図書館は、法第 3 条各号に掲げる業務を行う。

(管理)

第 7 条 教育委員会は、図書館を常に良好な状態で管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運用をしなければならない。

2 図書館の利用者は、管理者の指示した事項を遵守しなければならない。

(図書館協議会)

第 8 条 法第 14 条及び第 15 条の規定により、佐倉市立図書館協議会(以下「協

議会」という。)を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。
- 3 前項の委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会の委員には、別に定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則(抄)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月29日条例第5号)

この条例は、平成12年2月1日から施行する。

## 12. 佐倉市立図書館の管理運営に関する規則

昭和51年3月31日教育委員会規則第2号  
改正 昭和52年6月28日教委規則第4号  
昭和57年1月14日教委規則第1号  
昭和57年3月30日教委規則第4号  
昭和61年3月1日教委規則第4号  
平成6年2月15日教委規則第1号  
平成7年3月20日教委規則第3号  
平成12年3月31日教委規則第5号  
平成12年12月22日教委規則第13号  
平成13年5月23日教委規則第7号  
平成14年2月25日教委規則第2号  
平成15年8月27日教委規則第11号  
平成18年3月29日教委規則第7号

### (趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和51年佐倉市条例第10号）第9条の規定により、図書館の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (開館時間)

第2条 図書館の開館時間は、午前9時から午後8時（分館は、午後5時）までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは開館時間を変更することができる。

### (休館日)

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- 一 定期休館日 月曜日
- 二 年始休館日 1月1日から同月4日まで
- 三 年末休館日 12月28日から同月31日まで
- 四 館内整理日 毎月第1火曜日
- 五 特別整理日 年間10日以内で館長が別に定める日

2 前項に定めるもののほか、分館については、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び休日を休館日とする。

### (入館の制限)

第4条 館長は、館内の秩序を乱し、又はそのおそれがある者に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。

(館内利用の制限)

第5条 館長は、この規則に違反し、又は館長の指示に従わなかった者に対し、図書館の施設若しくは機器又は図書館資料の利用を制限し、又は禁止することができる。

(損害賠償)

第6条 利用者が、図書館資料、設備器具等を亡失し、汚損し、又はき損したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(個人貸出しの対象者及び手続等)

第7条 図書館資料の個人貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有し、又は在勤し、若しくは在学している者とする。ただし、館長が適当と認める者については、この限りでない。

2 図書館資料の個人貸出しを受けようとする者は、あらかじめ利用申込書(別記様式第1号)により登録の申込みをしなければならない。この場合においては、当該申込みの際に、本人であることを証明する書類を提示するものとする。

3 館長は、前項の申込みを受けた場合において、登録を適当と認めたときは、当該申込みをした者に対し、貸出カード(別記様式第2号)を交付するものとする。

4 個人貸出しを受けようとする者は、貸出カードの提示により貸出しを受けるものとする。

5 貸出カード及び貸出しを受けた図書館資料は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(貸出カードの紛失等の届出)

第8条 貸出カード若しくは図書館資料を紛失したとき、又は前条第2項の利用申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

(個人貸出図書等の数及び期間)

第9条 個人貸出しを受けることができる図書館資料の数及びその貸出期間は、次のとおりとする。ただし、図書館資料の数については、図書及び視聴覚資料の合計数は、1人につき10を限度とする。

区 分	図書館資料の数	貸出期間
図 書	1人につき10冊以内	15日以内
視聴覚資料	1人につき3点以内	15日以内

2 館長は、前項の貸出期間内に申出のあった者に対してのみ、他の者の利用を妨げない範囲内において、当該申出のあった日から15日を限度として、貸出期間の延長をすることができる。

(団体貸出しの対象者及び手続)

- 第10条 図書の団体貸出しを受けることができる者は、市内の学校、官公署、社会教育関係団体及び会社等とする。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、団体の代表者を定めた上、あらかじめ団体貸出申込書(別記様式第3号)により登録の申込みをしなければならない。
- 3 館長は、前項の申込みを受けた場合において、登録を適当と認めるときは、当該申込みをした者に対し、貸出カードを交付するものとする。
- 4 団体貸出しを受けようとする者は、貸出カードの提示により貸出しを受けるものとする。

(団体貸出図書の数及び期間)

- 第11条 団体貸出しを受けることのできる図書の数は、1団体につき5百冊以内とし、その貸出期間は、6月以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、その冊数及び期間を別に指定することができる。

(館外貸出しを禁ずる資料)

- 第12条 館長が館外貸出用として指定した図書館資料以外の資料は、館外貸出しを行わない。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(図書館資料の返却等)

- 第13条 貸出しを受けた図書館資料は、定められた貸出期間内に返却しなければならない。
- 2 館長は、図書館資料を貸出期間内に返却せず、かつ、当該資料の返却を求めてもなお返却しない者に対し、期間を定めて貸出しを禁止することができる。

(寄贈)

- 第14条 図書館資料を寄贈しようとする者は、あらかじめ館長の承認を得て名称、員数等を記した寄贈申込書(別記様式第4号)を提出しなければならない。

(職員の職及び職務)

- 第15条 図書館に置かれる職員の職及び職務は、次のとおりとする。

職員	職	職務
事務職員	館長	上司の命を受け、図書館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副館長	館長を補佐し、館長に事故があるときは、その職務を代理する。
	副主幹	上司の命を受け、その担当事務を処理する。
	主査	
主査補		

	主任主事	上司の命を受け、事業の実施又は事務に従事する。
	主 事	
	司 書	上司の命を受け、図書館の専門的事務に従事する。
技能職員	主任運転手	上司の命を受け、自動車の運転に従事する。
	自動車運転手	
技労職員	用 務 員	上司の命を受け、労務及び作業に従事する。

(事務分掌)

第 16 条 図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

- 一 公印の保管に関すること。
- 二 文書の收受及び発送に関すること。
- 三 文書及び帳簿の整理及び保存に関すること。
- 四 庶務及び会計に関すること。
- 五 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 六 図書館協議会に関すること。
- 七 図書館資料の利用に関すること。
- 八 図書館資料の選択、受入れ及び改廃に関すること。
- 九 図書館資料の分類及び目録に関すること。
- 十 図書館資料の整理及び保管に関すること。
- 十一 読書会、資料展示会等の開催に関すること。
- 十二 移動図書館の運営に関すること。
- 十三 図書館諸行事に関すること。

(図書館協議会)

第 17 条 図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 18 条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数で決める。

(庶務)

第 19 条 協議会の庶務は、佐倉市立佐倉図書館において処理する。

(連絡調整)

第20条 佐倉市立佐倉図書館は、通常の図書館業務のほか、図書館に関する活動を総理するための連絡調整を行う。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則(抄)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月29日教委規則第7号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 13. 佐倉市立図書館資料収集基準

### 第1 趣旨

この基準は、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則（昭和51年教育委員会規則第2号）第21条の規定により、佐倉市立図書館の業務を十分かつ円滑に行うため、図書館資料の収集に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 基本方針

(1) 図書館資料の収集に当たっては、公共図書館としての役割、市民からの要望、社会的な動向に十分配慮し、生涯学習の拠点施設として、文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に資する資料及び情報の収集・整備に努め、一般の利用に供するものとする。

(2) 各図書館は、その施設設備、規模、地域性及び館の機能に応じた資料構成に留意し、佐倉市立図書館全体として体系的な資料の充実を図るものとする。

(3) 図書館資料の選択収集に当たっては、著者の思想的、宗教的、党派的立場にとられることなく、幅広く収集する。

### 第3 収集資料の種類

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 郷土・行政資料
- (4) 視聴覚資料
- (5) 障害者用資料
- (6) 電子出版資料

### 第4 収集資料の範囲

(1) 収集する資料の範囲は、各分野にわたり、基本的、入門的なものから専門的なものまで幅広く収集する。ただし、特殊な又は高度な専門性を有するもの、著しく耐久性に欠けるもの等は、原則として収集しない。

(2) 収集する資料は、国内で発行及び製作されている資料を中心に収集するものとし、必要に応じて、国外で発行及び製作されている資料についても収集に努める。

### 第5 資料別収集方針

資料の資料別収集方針は、次のとおりとする。また、資料を複数収集する場合には、利用状況、資料的価値、数量等を総合的に検討し、適正な蔵書構成の維持に配慮した収集に努めるものとする。なお、CD-ROM付き資料については、著作権

の保護に十分留意するものとする。

## (1) 図書

### ア 一般図書

一般図書は、市民の学習、教養、実用、娯楽等に資するため、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じて、専門的な図書まで幅広く収集する。

次に掲げる資料は原則として収集しない。

1) 学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類（書き込み欄が多く、また個人が長期間にわたり使用する性質のもの）

2) 特殊な又は高度な専門書、学術書（ただし、資料価値が高く、多くの利用が見込まれるものについては配慮する。）

3) ゲーム攻略本

4) 切り抜き、切り取り、書き込みを目的として編集されたもの

その他の資料選定に関する留意点

1) 漫画は、古典の名作、実用漫画、受賞作品などで評価の高いものを中心に厳選する。

2) 宗教に関しては、古典的なものから選定し、バランスを考慮し、特定宗派に偏らないようにする。

### イ 参考図書

参考図書は、市民の一般的な調査研究のために必要な辞典、事典、年鑑、名鑑、目録、書誌、白書、地図等を広く収集する。

### ウ 児童図書

児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つような各分野の資料を広く収集する。

### エ 青少年図書

青少年図書は、児童から成人への成長過程におけるおう盛な知的好奇心や読書意欲に応え、読書習慣の形成と継続を促すとともに、豊かな人間形成に資するため、各分野の資料を広く収集する。

### オ 外国語資料

外国語資料は、国内外で高い評価を得ているもので、かつ、英語で記述されたものを中心として、各分野にわたって収集する。なお、社会状況の変化や市民の要求の多様化に留意し、その他の言語によるものについても収集に努める。

## (2) 逐次刊行物

ア 新聞は、原則として国内発行の主要全国紙等を中心に収集する。

イ 雑誌は、国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、各分野にわたって収集する。また、児童及び青少年向けのものも収集する。ただし、特殊な又は高度

な専門雑誌、特定の政治団体・宗教団体が発行する雑誌及び漫画雑誌は、原則として収集しない。

ウ 年鑑、年報及び白書等は、一般図書及び参考図書に準じて収集する。

### (3) 郷土・行政資料

ア 佐倉市に関する資料は、資料内容が佐倉市と密接に関わりがあるものを中心として、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図等を可能な限り収集する。

イ 千葉県及び県内市町村に関する資料は、特に佐倉市と隣接する地域に留意して、基本的資料、歴史的資料を中心に収集する。

### (4) 視聴覚資料

ア 市民の教養、文化活動又は趣味に資するため、カセットテープ、CD、DVD、ビデオテープ等の視聴覚資料を収集する。

イ 収集に当たっては、著作権の保護に十分留意し、クラシック、ポピュラー、民族音楽、伝統芸能、語学、文学作品、朗読、記録、映画等の基本的作品、代表的演者の作品を中心に収集する。

ウ アニメーションについては、古典の名作、受賞作品などで評価の高いものを中心に厳選する。

エ 技術の進展に伴う新しい形態の資料については、必要に応じて検討し、収集に努めるものとする。

### (5) 障害者用資料

障害に応じたサービスが行えるよう、大活字本、点字図書、録音図書等の資料収集に努める。

### (6) 電子出版資料

CD-ROM等の電子出版資料については、各館の収集分担、他の資料との関連、資料としての耐用年数等を十分考慮して、効率的な収集に努める。

## 第6 寄贈資料等の収集

資料の収集については、購入を原則とするが、必要に応じて寄贈等も活用する。この場合については、この基準に定める事項を適用する。

## 第7 情報提供等

図書館に所蔵されていない資料、又はこの基準の収集対象とはならない資料に対

する市民からの要望については、他の図書館資料に関する情報、インターネット情報等を利用して、可能な限り当該資料に関する情報を収集し提供するとともに、他機関への紹介又は借用等の方法により資料提供に努めるものとする。

#### 第8 その他

この基準に定めるもののほか、資料収集に関して必要な事項は、各図書館長の合議により別に定める。

この基準は平成14年8月1日より施行する

## 14. 佐倉市立図書館資料除籍基準

### 第1 基本方針

この基準は、佐倉市立図書館の管理運営に関する規則（昭和51年教育委員会規則第2号）第21条の規定により、佐倉市立図書館が常に新鮮で有効な資料構成の維持に努め、かつ図書館資料の適切な管理を図るため、資料の除籍に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 除籍対象資料

除籍の対象となる資料及び基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

#### (1) 亡失資料

- ア 蔵書点検により不明が確認されてから3年を経過したもの
- イ 貸出期限を過ぎた資料であって、督促等の努力にもかかわらず5年を経過しても返却されないもの
- ウ 利用者が紛失した資料で、やむを得ない理由により現品での弁済が不可能なもの
- エ 不可抗力による災害その他の事故によるもの

#### (2) 破損・汚損資料

- ア 破損又は汚損がはなはだしく、修理困難なもの
- イ 切り抜き、書き込み等がはなはだしく、全体として利用に耐えないもの

#### (3) 不用資料

- ア 学問、技術の進歩又は時間の経過等により、記述あるいは記録された内容が資料としての価値を失ったもの
- イ 新版、改訂版、類似資料等の入手により、利用価値がなくなったもの
- ウ 複本が存在し、又は利用要求が少なく、将来にわたり長く保存する必要のないもの
- エ 新聞、雑誌で、保存年限を経過したもの

### 第3 除籍対象外資料

次に掲げる資料については、亡失資料及び破損・汚損資料となる場合を除き、原則として除籍対象としない。なお、特段の事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 佐倉市に関する行政資料、民間発行資料及び歴史的資料
- (2) 記述された内容の新旧に関わらず、当該分野の基本的又は歴史的価値を有する資料
- (3) 類似する資料が存在しない、又は極端に少ない資料
- (4) 品切れ、絶版、その他の事情により、再び収集することが困難で、かつ高い資

料価値を有する資料

#### 第4 除籍の決定

除籍にあたっては、除籍資料明細書を作成し、図書館長の決裁を受けるものとする。

#### 第5 除籍資料の無償譲渡

図書館長は、除籍した図書館資料を「佐倉市立図書館リサイクル要綱」に基づき無償で譲渡することができる。

#### 第6 その他

この基準に定めるもののほか、資料の除籍に関して必要な事項は、各図書館長の合議により別に定める。

この基準は平成14年8月1日より施行する。